

議員提出議案第 3 号

富山県議会委員会条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条
第1項の規定により提案理由を付け提出します。

令和 7 年 3 月 24 日

富山県議会議長 山 本 徹 殿

提出者 富山県議会議員

五 十 嵐 勉

川 島 国

火 爪 弘 子

武 田 慎 一

永 森 直 人

岡 崎 信 也

藤 井 大 輔

瀬 川 侑 希

澤 崎 豊

庄 司 昌 弘

佐 藤 則 寿

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例

富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 観光推進局の所管に関する事項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県議会委員会条例の規定により経営企画委員会及び厚生環境委員会において審査中の事件は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の富山県議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

提 案 理 由

富山県部局設置条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を変更するもの。